

臨時福祉給付金のご案内

※平成 26 年度分の市町村民税（均等割）が課税されない方は臨時福祉給付金の給付対象者となる可能性があります。

1 臨時福祉給付金とは？

平成 26 年 4 月から消費税率が 8 % へ引き上げられますが、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給する予定です。

給付時期は、平成 26 年度税額確定後（7 月以降）となります。

2 給付対象者

平成 26 年度分 **市町村民税（均等割）が課税されない方** が対象です。

（ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合
生活保護制度の被保護者となっている場合 などは対象外です。）

3 給付額

○給付対象者 1 人につき **1 万円**

○給付対象者の中で下記に該当する方は **5 千円** を **加算**

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

4 申請手続

- ・申請先は、基準日（平成 26 年 1 月 1 日）において住民登録がされている市町村となります。
- ・申請・支給手続については、現在準備中です。

具体的な申請の受付時期・手続等については、決まり次第、町のホームページ、広報紙等でお伝えする予定です。

ご不明な点は、下記の連絡先までお問い合わせください。

臨時福祉給付金 お問い合わせ先

山都町健康福祉課福祉係 0967-72-1229

厚生労働省専用ダイヤル 03-3595-3529

（厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>）

臨時福祉給付金詐欺にご注意ください。

「臨時福祉給付金」に関して、

- 市町村や厚生労働省などが ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATM を自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することは、絶対にありません。

給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

- ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。



保健センターだより vol.30

～成年後見人制度を知っていますか？～

成年後見人制度とは、ある人の判断能力がないか、または不十分な場合に本人の権利を保護するための制度です。判断能力の程度によって補佐・補助・後見の三類型に分かれ、家庭裁判所が類型や支援者を選任します。選任を受けた者には身上監護や財産管理といった職務があり、本人に不利益が生じることのないように、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら支援します。

山都町地域包括支援センターでは、必要に応じて制度の紹介や申し立ての支援などを行っています。皆様が安心した生活が送れるよう、一緒によりよい方法を見出していけたらと思っています。制度の詳細な内容が知りたい方やご不明な点がある方は、どんな些細なことでも構いませんのでお問い合わせください。

お問い合わせ先：山都町地域包括支援センター（72-4011、72-1677）



20歳になったら『国民年金』



20 歳を迎えると、さまざまな権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することもそのひとつです。

皆様方の中には、「年金なんて先のことから関係ない。」なんて思っている人はいませんか？

国民年金は、日本に住んでいる 20 歳から 60 歳までのすべての人が加入して、やがて誰にも訪れる老後の所得保障だけでなく、障害や死亡といった不慮の事故などにより私たちの生活の安定が損なわれる事のないよう、みんなで前もって保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。

また、少子高齢化が進行し現役世代の負担が年々増加していますが、基礎年金の半分は国庫負担で賄われているため、現在 20 歳の方も納付した保険料以上の年金が受け取れます。さらに賃金や物価の変動に合わせて年金額が改定されますので、大変有利です。ただし、加入の手続きや保険料の納め忘れがあると年金が受け取れないこともありますので、「あのときに・・・」と後悔する前に必ず国民年金の加入手続きを取りましょう！

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、役場健康福祉課で国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

お問い合わせ先：健康福祉課（72-1173）